

医療費控除

問 刈谷税務署 ☎(21)6211

令和2年中（令和2年1月～12月）に自分や生計を一にする配偶者、そのほかの親族のために支払った医療費が10万円（所得の合計金額が200万円までの人はその5%）以上ある場合は、次の計算式によって計算した金額が医療費控除として所得金額から差し引かれます。

医療費控除の計算式

(令和2年中に支払った医療費 - 補てん金) - (10万円*) = 医療費控除額 (最高200万円)

※所得の合計金額が200万円までの人はその5%です。

医療費の明細書の添付が必要です

令和2年分の確定申告では、医療費の領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要です。ただし、医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります（税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません）。また、医療保険者から交付を受けた医療費通知（健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」など）を添付すると、明細書の記入を省略できます。

医療費控除の明細書は、国税庁の指定様式があります。市役所1階の税務課窓口前に置いてあるので、必要な人は取りに来てください。記入は、人ごと、病院・薬局などの支払い先ごとに支払った医療費などを記入する必要があります。

医療費通知の発送 問 国保年金課国保係 ☎(95)9891

国民健康保険加入者の1月・2月の医療費通知の発送日は次のとおりです。医療費通知が届く前に医療費控除の申告をする場合は、医療費の領収書などで対応をお願いします。また、医療費通知の再発行はできません。

発送日	診療月
1月18日(月) (予定)	9・10月
2月18日(木) (予定)	11・12月

高額療養費支給分は差し引いて申告を

問 国保年金課国保係 ☎(95)9891

高額療養費の支給があった人は、実際に支払った医療費の合計金額から高額療養費の支給分を差し引いて申告してください。

介護用おむつ代

問 高齢介護課介護保険係 ☎(95)9889

傷病によりおむね6か月以上ねたきりで医師の治療を受けている場合、おむつを使う必要があると認められるときのおむつ代は医療費控除の対象となります。

なお、医療費控除を受けるのが2年目以降で要介護認定を受けている人は、医師が発行する「おむつ使用証明書」の代わりに、市が発行する「おむつに関する主治医意見書記載事項確認書」で医療費控除が申請できる場合がありますので相談してください。確認書の申請には、窓口に来る人の印鑑と本人確認書類を持参してください。対象者と別世帯の人が申請する場合は、委任状が必要です。

また、医師が発行する「おむつの使用証明書」の用紙も高齢介護課にあります。

障害者控除

問 高齢介護課高齢福祉係 ☎(95)9888

障害者控除・特別障害者控除は、障害者手帳を持っている場合のほか、要介護認定を受けている65歳以上の人で、これらの人と同程度の障害があるものとして福祉事務局長が認めた人も対象となります。

税の控除を受けるためには、障害者控除対象者認定書を添付して申告する必要があります。該当すると思われる人は相談してください。認定書を申請するには、窓口に来る人の印鑑と本人確認書類を持参してください。対象者と別世帯の人が申請する場合は、委任状が必要です。

事前に認定書の郵送交付を申請した人には、1月下旬に認定書を送付します。

